

第8回 小田原市水道料金審議会 次第

日時：平成22年2月9日（火）

午後3時から

場所：小田原市役所 全員協議会室

1 第7回 小田原市水道料金審議会の会議録の確認

2 答申書（案）について

以 上

(案)

平成22年2月9日
第8回水道料金審議会

平成22年 月 日

小田原市水道事業
小田原市長 加藤 憲一 様

小田原市水道料金審議会
会長 武松 忠

水道料金改定について（答申）

平成21年8月27日付け水営第100号で、当審議会に対し諮問のありました水道料金改定について、次のとおり答申します。

小田原市水道料金審議会では、市長からの諮問を受け、平成21年8月から計8回にわたり、審議会を開催いたしました。その中で、基幹水道施設である高田浄水場、中河原配水池、小峰配水池、飯泉取水ポンプ所を視察し、老朽管の更新、及び施設の耐震化などの必要性を十分に認識した上で、水道事業の現状、事業計画、財政状況と今後の見通し、料金のしくみ、改定率などについて慎重に調査、審議を行いました。その上で、水道事業が市民生活はもちろん、経済活動に与える影響等を十分に考慮した上で、次のとおり意見が集約されましたので答申いたします。

(1) 料金改定について

水需要の動向や、施設の状況、水道事業の経営状況から判断すると、水道料金の値上げは止むを得ない。

(2) 料金改定率について

料金算定期間を平成23年から平成27年までの5年間とし、平均18%の引き上げとすることが妥当である。

(3) 料金改定の時期について

現在の経営状況から判断すると、平成23年とすることが適切であるが、今後の水道料金収入の動向や、決算の状況、及び家計や企業を取り巻く経済状況を十分に見極め、改定時期については適切な判断をすること。

(4) 料金体系について

家庭用と事業用の料金格差を縮め、超過料金の逡増度を緩やかにし、料金総収入に占める基本料金収入の割合を上げることが望ましい。ただし、家庭用水の急激な負担増を回避するため、段階的に対応すること。

なお、別紙のとおり「水道料金表(案)」を添付する。

[答申に至った経緯]

1. 水道事業の現状

水道事業は、市民が生活をする上で、欠かすことのできないものであるとともに、都市活動、経済活動を支える最も重要なライフラインであり、常に安心でおいしい水を、安定的に供給していくという責務がある。

平成17年4月に発生した、小峰送水管の破損による断水事故は、5日間に渡って約7,000世帯が断水し、多くの市民が不便な生活を送ることになり、あらためて水道の重要性を認識することとなった。

水道局では、このような事故を未然に防ぐため、昭和11年の給水開始時から使用している老朽化した水道管について、創設期配水管耐震化事業として平成17年から計画的に更新しているが、それ以外にも更新しなければならない多くの老朽管が残存している。また、築50年以上が経過し老朽化した配水池や、緊急時の水量確保として容量が不足する配水池、耐震診断の結果、改修が必要とされた配水池などもあり、その対応も早急に実施する必要があるため「おだわら水道ビジョン」に基づき、計画的に事業を進めている。

しかし、これらの事業には、直接的に収入増加に結びつかないものでありながら、多額の費用が必要となるが、水道事業は独立採算制で経営されているため、全ての事業費を水道料金や加入金で賄わなければならない。

一方、水需要については、単身世帯の増加、核家族化、少子化などのライフスタイルの変化や、環境問題への意識の高まりを背景とした節水意識の向上や節水型機器の普及により、家庭用水の需要が減少している。そのため、基本水量内の使用者が年々増加しているが、家庭用水の基本料金は、実際のコストより大きく軽減されているため、料金の減収を大きくする要因となっている。また、長引く経済の低迷から、企業がコストの削減に努めたことにより、大口需要者の水道から井戸水への転換が相次ぎ、事業用の水需要は大幅に減少している。

このような中で、小田原市水道事業が採用している料金体系は、家庭用水の負担を軽減するために、家庭用水の軽減分を大口需要者が負担する「用途別、逓増型料金体系」を採用しているため、大口需要者の使用水量が減少すると、料金収入の減少率は、使用水量の減少率よりも大きくなることになる。

そのため、1^m当たり単価の高い料金区分の使用水量が減少し、1^m当たり単価の低い料金区分の使用水量が増加したことにより、結果として供給単価（1^m当たりの平均販売価格）が給水原価（1^m当たりの製造原価）を下回る「原価割れ」の状態となっている。

水道事業では、経営の効率化等を図りながら、平成7年の料金改定以来15年間水道料金を据え置いて事業を行ってきたが、今後の事業計画と収入の状況を考慮すると、健全経営が困難な状況となることが見込まれる。持続可能な水道事業を実現するためには、更新事業を計画どおり実現するための財源の確保と、経営基盤を強化し安定した収入による健全経営が必要となる。

2. 水道料金改定の妥当性について

老朽化した配水管の更新や、施設の耐震化事業の費用を「水道料金の値上げ」で確保しようとするのは、昨今の経済事情や、水道事業が独占事業であることを考えると、安易に認めることはできない。そこで、審議会では小田原市水道事業の経営努力と、健全経営が行われているかを慎重に審議し、次のことを確認した。

- ・ 水道事業の経費については、業務を民間委託して効率化を図り、また人件費の削減を進めるなど、コストの削減に努めている。職員数は、ピーク時の昭和60年度は105名であったが、平成21年度には61名まで減らしている。
- ・ 水道料金収入については、滞納整理を強化し、水道料金の未収金の回収に努めた結果、平成20年度分については、未収金残高は約370万円、収納率は99.87%と高い水準になっている。
- ・ 水道料金の減収の要因が、市民のライフスタイルの変化や節水型社会への転換など、社会構造の変化によるものであるため、現時点では水道事業として特段の対策を取ることが困難である。
- ・ 事業にかかる費用を確保するためには、水道料金を改定して値上げするか、企業債借入額を増やすことになるが、今後の水道料金収入の増加が見込めないため、後年度の負担を考えると、企業債借入額を増やすことは適当ではない。

以上のことより総合的に判断すると、料金改定をし、水道料金を値上げすることは、市民生活へ与える影響を考慮しても止むを得ないと判断する。

3. 改定率について

小田原市水道料金審議会では、審議の結果、財政収支についての以下の3点を、改定率を決定する算定根拠とした。

- ・ 収益的収支で単年度決算が赤字にならないこと。
- ・ 内部留保資金は、不慮の事故や災害等が発生した場合に生じる費用約3億円と、事業収入の有無にかかわらず支出しなければならない企業債の支払利息約4億円、元金償還金約6億3千万円など、約15億円程度を留保すること。
- ・ 今後は、施設の拡張から維持・管理の時代に移行していくので、事業費の企業債への依存度を減らしていくために、企業債借入額は元金償還金以内の借入れとする。事業計画により年度ごとの借入額は増減するが、料金算定期間中年平均で6億円以内とする。

また、水道料金改定の算定期間については、昨今の激変する経済情勢を鑑みると、将

来の財政見直しには不透明感が大きいため、算定期間を10年間とせず5年間とする。改定時期については、老朽管の更新や老朽施設の耐震化事業などが急務であるため、早急に改定を行うことが望ましい。

以上のことから、現在の財務状況や、将来の財政推計を基に審議した結果、水道料金の改定は平成23年とし、算定期間は平成23年から平成27年までの5年間、改定率は概ね18%程度の値上げが適当であるとの結論に至った。しかしながら、水道料金の値上げは市民生活に大きな影響を与えるため、平成21年度以降の決算状況や、社会経済状況をしっかりと見極め、改定率については慎重かつ柔軟に判断すること。

4. 水道料金体系について

水道料金体系は、受益者負担の原則に則り、公平な負担を求めるものでなければならず、かつ健全な経営ができるように、財政基盤が安定する収入を確保できるものでなければならない。

小田原市が採用している水道料金体系は、使用水量が増えると1m³当たりの単価が高くなる逡増制となっており、大口需要者が高い水道料金を負担することで、小口需要者である一般家庭の水道料金を低廉化する役割を担ってきた。

しかし近年、大口需要者が水道水から井戸水へ切替えているため、1m³当たり単価の高い区分の使用水量が減少する一方、家庭用ではライフスタイルの変化などにより、1m³当たり単価の低い区分の使用水量が増加している。この結果、水道料金収入のバランスが崩れ、これまで大口需要者が高い水道料金を負担することで、一般家庭の水道料金を低廉化してきた水道料金体系の仕組みが成り立たなくなっている。

本来、水道の料金体系は受益者負担の原則から、使用者に公平な費用の負担を求める料金体系でなければならず、用途や使用水量によって、料金に格差を設けることは望ましくない。

そこで、使用水量が多くなるほど1m³当たりの単価が高くなる逡増制を緩和することで、負担の公平化につながることになり、社会環境や経済動向による使用水量の変動で、料金収入に影響を受けにくい安定した収入が確保できることになる。

また、経常的に発生する施設維持管理費などの固定費については、使用水量の多少に関わらず発生する費用であるため、基本料金として使用者に公平に負担してもらうことが望ましい。現在は、固定費を基本料金で回収している割合は低く、使用水量の少ない使用者の負担は少なくなっているが、負担の公平性を考慮すると、将来的には固定費を基本料金で回収することが望ましく、料金収入に占める基本料金の割合を高くすることは、安定した収入を確保することにもつながる。

しかしながら、基本料金については、水道事業費用に占める固定費の割合が非常に高いため、固定費を基本料金で賄う料金体系へは緩やかに移行していく配慮が求められる。

以上のことから、料金体系の見直しには当たっては、将来の口径別料金体系の導入も視野に入れながら、当面は水道料金収入に占める基本料金の割合を段階的に増やし、水道料金の逡増度を緩和し、家庭用と事業用の料金格差を縮める料金体系へ移行していくべきである。

[要望事項]

1. 老朽管の更新、施設の耐震化について

断水は、市民生活や企業活動に大きな影響を与えることから、老朽管の更新事業や施設の耐震化事業についてはなるべく早急に行うこと。

2. 料金改定の市民周知について

水道料金の値上げは、市民生活や企業活動に大きな影響を与えることから、水道料金の仕組みや財政状況、事業計画などの広報活動を積極的に行い、水道料金の値上げについて市民の理解が得られるよう十分に説明責任を果たすこと。

3. 水道事業運営について

コスト削減や、経営の効率化などは今後も継続して行い、健全経営にまい進していただきたい。水道ビジョンや事業計画などを定期的に見直し、社会経済情勢等を慎重に見極めながら運営していくこと。また、単に営業収支の実績が黒字か赤字かで評価することではなく、常に市民の利益となるように事業運営に当たること。

4. 料金体系について

今後は、さらなる負担の公平性などから、口径別料金体系についてもその有効性について調査していくとともに、収入の安定化が図られる料金体系を研究していくこと。

5. 井戸水の使用について

近年、大口需要者の中で、水道水から井戸水に切り替える事業者が全国的に増えている。今後、このまま地下水の利用が増大すると、水質の悪化や水源の枯渇などにより、水道事業に影響を与えることが懸念される。そのため、井戸水使用の増加については、今後の動向を注視していくこと。

水道料金表(案)

2か月当たり(税抜)

用途	区 分		水 量	単価(円)
	段 階			
家庭用	基本料金		20立方メートルまでの分	1,810円
	超過料金 (1立方メートルにつき)	20立方メートルを超え 30立方メートルまでの分		100円
		30立方メートルを超え 40立方メートルまでの分		120円
		40立方メートルを超え 60立方メートルまでの分		150円
		60立方メートルを超え 100立方メートルまでの分		180円
		100立方メートルを超える分		190円
事業用	基本料金		20立方メートルまでの分	1,905円
	超過料金 (1立方メートルにつき)	20立方メートルを超え 30立方メートルまでの分		135円
		30立方メートルを超え 40立方メートルまでの分		145円
		40立方メートルを超え 60立方メートルまでの分		160円
		60立方メートルを超え 100立方メートルまでの分		195円
		100立方メートルを超え 600立方メートルまでの分		230円
		600立方メートルを超え 2,000立方メートルまでの分		250円
		2,000立方メートルを超える分		260円
浴場用	基本料金		200立方メートルまでの分	4,600円
	超過料金 (1立方メートルにつき)		200立方メートルを超える分	40円
臨時用	基本料金		20立方メートルまでの分	10,400円
	超過料金 (1立方メートルにつき)		20立方メートルを超える分	430円
共用栓	基本料金		20立方メートルまでの分	1,810円
	超過料金 (1立方メートルにつき)		20立方メートルを超える分	100円

小田原市水道料金審議会 会議録

会議名	第8回 小田原市水道料金審議会	
日時	平成22年2月9日（火）15時～15時40分	
場所	市役所 全員協議会室	
次第	1 第7回小田原市水道料金審議会会議録の確認 2 答申書（案）について	
資料	・答申書（案）	
出席者	審議会	武松会長、茂庭副会長、大西委員、木村委員、岳下委員、 檜山委員、三浦委員、譲原委員
	事務局 （市）	局長、次長、技術指導担当参事、営業課長、給水課長、 水質管理課長、営業課長補佐、工務課長補佐、 営業課担当者4名
傍聴者	0人	

営業課長補佐の司会により、園田委員と渡辺委員の欠席について、事務連絡が行われる。

営業課長補佐から武松会長に進行が移り、第8回小田原市水道料金審議会が開会される。

武松会長

本日の出席委員は、委員総数の2分の1以上が出席しているため、小田原市水道料金審議会規則第5条第2項の開催要件を満たしていることを報告します。

武松会長

次第のとおり、進行させていただきます。

始めに、次第1、「第7回小田原市水道料金審議会会議録の確認」について、内容をご覧になって、言い回しや発言趣旨が違っているなど、お気付きの箇所がありましたらご発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

事務局

第7回会議録につきまして、事前にご指摘がありました箇所をご説明させていただきます。

第7回会議録の10ページ1行目、修正前は「単に環境への配慮ということとは毛色が違う。」となっておりますが、「単に環境への配慮ということとはテーブルが違う。」に修正いたしました。次に、12ページ5行目、修正前は「非常に青臭い話になる。」となっておりますが、「非常に生臭い話になる。」に修正いたしました。事前にご指摘がありました箇所につきましては、以上でございます。つきましては、該当ページの差替えをお願いいたします。以上でございます。

武松会長

事務局の説明の他に、お気付きの箇所はありますか。

<修正箇所の発言>

特段の修正点なし。

武松会長

それでは、第7回会議録につきましては、事務局の説明のとおりにさせていただきます。

武松会長

続きまして、次第の2、「答申書（案）」につきまして、前回、第7回の審議会におきまして、委員の皆様から数々のご意見をいただきながら審議を行いました。その後、第7回審議会でありました、ご意見を加味した答申書（案）を作成し、2月3日の日付で、委員の皆様へ答申書（案）の配布をさせていただきました。委員の皆様には、大変短い時間ではございましたが、配布いたしました答申書（案）へのご意見をお願いさせていただきました。本日は、欠席されている委員もいらっしゃいますが、答申書の最終確認を行ってまいりたいと思います。

始めに、第7回審議会からの修正点と、2月3日に配布した答申書（案）に対し、委員の皆様からありました、ご意見につきまして、事務局から発表をお願いします。

営業課担当者

それでは、答申書（案）へございました、ご意見につきまして、発表させていただきます。

※別紙（P6～P7）のとおり営業課担当者から修正箇所の説明

武松会長

事務局からこれまでに委員の皆様からありましたご意見につきまして発表がありました。

本日、卓上に配布させていただいた答申書（案）が、先ほど、事務局から説明がありましたご意見を反映させた答申書（案）でございます。少し時間をお取りいたしますので、ご確認をお願いいたします。

武松会長

委員の皆様、いかがでしょうか。

<答申書の審議>

大西委員

答申書（案）の4ページ「4. 水道料金体系について」、下から4行目、「以上のことから、料金体系の見直しには当たっては、」の「見直しには」の「は」はいらないのではないかと。

武松会長

他にありますか。

檜山委員

答申書(案)の5ページ「要望事項」の「3. 水道事業運営について」の下から2行目「単に営業収支の実績が黒字か赤字かで評価することではなく、常に市民の利益となるように事業運営に当たること。」とありますが、具体的にはどのような内容であるのか。

「単年度の黒字、赤字だけでなく継続性や持続性も考えて事業を行う必要がある。」というような考え方でよろしいのか。

営業課長

赤字であるから老朽管の更新を行わなくて良い、黒字だから工事を行うという話ではない。

市民の利益とは、水道水の安定的な供給が図られることであり、安定供給するために、老朽管や老朽施設の更新をどのようにしていくのかなど、将来的に市民にとってどのような事業運営が良いのかを、考えていく必要があるという意味であると思われま。

武松会長

色々な意味を含んでいるので、追加説明が多少必要になると思います。

武松会長

他にご意見はありますか。

武松会長

それでは、先程ご意見がありました、答申書(案)の4ページ「4. 水道料金体系について」、下から4行目、「以上のことから、料金体系の見直しには当たっては、」の「見直しには」の「は」を削除し、答申書としてまとめさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

武松会長

それでは、先程の部分を修正いたしまして、答申書といたしたいと思ひます。

武松会長

これで本日の審議会の次第は、すべて終了しました。

前回の審議会までの予定であれば、この後、この場で市長に答申書をお渡しする予定でしたが、都合により、後日、日を改めまして、会長である私と茂庭副会長から市長へ答申書をお渡しするという形をとらせていただきたいと思います。

委員の皆様、答申の日時はまだ決まっておりませんが、会長である私と茂庭副会長から市長へ答申するという形でよろしいでしょうか。

(異議なし)

武松会長

それでは、そのようにさせていただきます。

これで本日の審議会の次第は、すべて終了しました。

ここで、審議会といたしましては、終了となりますので、審議会の終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

(武松会長のご挨拶)

武松会長

それでは、これをもちまして、第8回小田原市水道料金審議会を終了いたします。ありがとうございました。

事務局からの事務連絡後、水道局長の挨拶が行われ終了する。

以上

『答申書（案）について』

始めに、答申書（案）3ページ「2. 水道料金改定の妥当性について」の1つ目の「・」、修正前は「水道事業の経費については、業務を民間委託して効率化を図り、また人件費の削減に努めるなど、コストの削減に努めている。職員数は、ピーク時の昭和60年度は105名いたが、平成21年度は61名まで減らしている。」になっておりましたが、「水道事業の経費については、業務を民間委託して効率化を図り、また人件費の削減を進めるなど、コストの削減に努めている。職員数は、ピーク時の昭和60年度は105名であったが、平成21年度には61名まで減らしている。」に修正いたしました。次に、4つ目の「・」、2行目に「企業債借入額（借金）」とありますが、「（借金）」を削除いたしました。

続きまして、答申書（案）3ページ「3. 改定率について」の3つ目の「・」、修正前は、「今後は、施設の拡張から維持・管理の時代に移行していくので、事業費の企業債への依存度を減らしていくため企業債借入額は元金償還金以内の借入れとすることとし、概ね6億円とする。」になっておりましたが、「今後は、施設の拡張から維持・管理の時代に移行していくので、事業費の企業債への依存度を減らしていくために、企業債借入額は元金償還金以内の借入れとする。事業計画により年度ごとの借入額は増減するが、料金算定期間中年平均で6億円以内とする。」に修正いたしました。

続きまして、答申書（案）4ページ「4. 水道料金体系について」、修正前は「水道料金は、受益者負担の原則に則り、公平な負担を求めるものでなければならず、かつ、健全な経営ができるように、財政基盤が安定する収入を確保できるものでなければならない。従来から、小田原市が採用している水道料金体系は、負担を大口需要者に求めることで、市民の家庭用水を低廉化する役割を担ってきた。しかし、近年、地下水を水源とする「専用水道ビジネス」が増加している。これは、利益率の高い大口利用者に対し、公営の水道事業より割安な料金を設定して顧客に取り込むことで事業を急速に拡大している。小田原市水道事業でも、相次いで大口需要の顧客を奪われ、その結果、1㎡当たり単価の高い使用水量が大幅に減少している。一方、家庭用水では、供給単価より安い単価区分の使用水量が増加しているため、従来の家庭用水を低廉化する仕組みが成り立たなくなっている。また、大口需要者に偏った負担を求めていたため、大口の使用水量が減少すると、水道料金収入が大幅に減少し、水道事業財政が受ける影響は大きいものになり、安定した収入が確保できない。このため、使用水量に左右されずに安定した収入を確保し、公平な負担を求めるために、料金体系については、将来の口径別料金体系の導入も視野に入れ、水道料金収入に占める基本料金の割合を増やして逡増度を緩和し、家庭用と事業用の料金格差を縮める料金体系へ移行する必要がある。」になっておりましたが、「水道料金体系は、受益者負担の原則に則り、公平な負担を求めるものでなければならず、かつ健全な経営ができるように、財政基盤が安定する収入を確保できるものでなければならない。小田原市が採用している水道料金体系は、使用水量が増えると1㎡当たりの単価が高くなる逡増制となっており、大口需要者が高い水道料金を負担することで、小口需要者である一般家庭の水道料金を低廉化する役割を担ってきた。しかし近年、大口需要者が水道水から井戸水へ切替えているため、1㎡当たり単価の高い区分の使用水量が減少する一方、家庭用ではライフスタイルの変化などにより、1㎡当たり単価の低い区分の使用水量が増加している。この結果、水道料金収入のバランスが崩れ、これまで大口需要者が高い水道料金を負担することで、一般家庭の水道料金を低廉化してきた水道料金体系の仕組みが成り立たなくなっている。本来、水道の料金体系は受益者負担の原則から、使用者に公平な費用の負担を求

める料金体系でなければならず、用途や使用水量によって、料金に格差を設けることは望ましくない。そこで、使用水量が多くなるほど1 m³当たりの単価が高くなる逓増制を緩和することで、負担の公平化につながることになり、社会環境や経済動向による使用水量の変動で、料金収入に影響を受けにくい安定した収入が確保できることになる。また、経常的に発生する施設維持管理費などの固定費については、使用水量の多少に関わらず発生する費用であるため、基本料金として使用者に公平に負担してもらうことが望ましい。現在は、固定費を基本料金で回収している割合は低く、使用水量の少ない使用者の負担は少なくなっているが、負担の公平性を考慮すると、将来的には固定費を基本料金で回収することが望ましく、料金収入に占める基本料金の割合を高くすることは、安定した収入を確保することにもつながる。しかしながら、基本料金については、水道事業費用に占める固定費の割合が非常に高いため、固定費を基本料金で賄う料金体系へは緩やかに移行していく配慮が求められる。以上のことから、料金体系の見直しには当たっては、将来の口径別料金体系の導入も視野に入れながら、当面は水道料金収入に占める基本料金の割合を段階的に増やし、水道料金の逓増度を緩和し、家庭用と事業用の料金格差を縮める料金体系へ移行していくべきである。」に修正いたしました。

続きまして、答申書（案）5ページ「5. 井戸水使用について」、修正前は「最近、大量に水道水を使用していた事業者が井戸を掘削して水道水から地下水に切り替える傾向にある。環境への影響は、現在のところ確認されていないが、今後、地下水を利用した専用水道の数が大幅に増加した場合、地下水位の低下や、地盤沈下の発生など、環境面での影響が懸念される。また水道事業の採算にも悪影響を与えるものと思われることから、有効な解決策について研究をすること。」になっておりましたが、「近年、大口需要者の中で、水道水から井戸水に切り替える事業者が全国的に増えている。今後、このまま地下水の利用が増大すると、水質の悪化や水源の枯渇などにより、水道事業に影響を与えることが懸念される。そのため、井戸水使用の増加については、今後の動向を注視していくこと。」に修正いたしました。

また、ただいま説明した箇所について、修正した答申書（案）を事前に配布させていただきました。その答申書（案）についてのご意見は次のとおりです。

始めに、答申書（案）3ページ「2. 水道料金改定の妥当性について」の2つ目の「・」、「水道料金収入については、滞納整理を強化し、水道料金の未収金の回収に努めた結果、平成20年度分については、未収金残高は約370万円、収納率は99.87%と高い水準になっている。」の「～（略）～平成20年度分については」の後に、句読点を追加いたしました。

また、「以上のことより総合的に判断すると、料金改定をし、水道料金を値上げすることは、市民生活へ与える影響を考慮しても止むを得ないと判断する。」の「～（略）～料金改定をし」の後に、句読点を追加いたしました。

続きまして、答申書（案）4ページ「4. 水道料金体系について」の11行目、「～（略）～低廉化してきた、水道料金体系～（略）～」の句読点を削除いたしました。

また、12行目、「～（略）～料金体系は、受益者負担の原則～（略）～」の句読点を削除いたしました。

さらに、下から9行目、「「～（略）～基本料金で回収することが望ましく～（略）～」の「る」を追加いたしました。

修正箇所は以上でございます。